

令和4年11月28日
住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業において、予算上限に対する 交付申請額(予約含む)の割合が100%になりましたので 申請の受付を終了しました

子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る「こどもみらい住宅支援事業」は、予算上限に対する交付申請受付(予約を含む)の申請額の割合が令和4年11月28日時点で100%になりましたので申請の受付を終了しました。

こどもみらい住宅支援事業の予算上限に対する交付申請受付額(予約を含む)の割合は、こどもみらい住宅支援事業事務局のホームページにおいて公表しているところですが、令和4年11月28日時点で100%になりましたので申請の受付を終了しました。

なお、申請期間終了後の注意事項を以下に示します。

<注意事項>

- 受付終了間際に提出された申請については、通常より審査に時間を要することがあります。
- 交付申請の予約をした事業者は、予約期限内に交付申請を行ってください。申請期間の終了後に、予約の有効期限を超過し却下された交付申請の予約については、再提出ができなくなります。
- 提出した申請書類に不備・不足がある場合、事務局は訂正期限を設定して不備の訂正を求めますが、訂正期限を超過した場合、申請を却下します。申請期間の終了後に申請を却下された場合、再提出ができないため交付決定は受けられません。

【こどもみらい住宅支援事業事務局 ホームページ】

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

【こどもみらい住宅支援事業事務局】

TEL 0570-033-522 ナビダイヤル 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日含む)

※IP 電話等からのご利用 042-204-0994

※通話料がかかります。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111 (代表) 39471 (内線)、FAX：03-5253-1629